

消防の動き



2014
11
No.523

- 御嶽山噴火災害における消防機関の活動
- 消防法施行令等の一部改正について
- 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令について



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



特報1	御嶽山噴火災害における消防機関の活動	4
特報2	消防法施行令等の一部改正について	7
特報3	石油コンビナート等における特定 防災施設等及び防災組織等に関する 省令の一部を改正する省令について	9

平成 26 年 11 月号 No.523

巻頭言 安全管理（内閣官房内閣審議官（前 消防大学校長） 大庭 誠司）

Report

「女性消防団国際会議」について	11
平成26年夏期の熱中症による救急搬送の状況	12
都道府県における図上訓練の実施状況に関するアンケート結果等について	15

Topics

第14回レスキューロボットコンテストにおける消防庁長官賞の授与について	18
「第24回全国消防操法大会」の開催について	19
「放射性物質事故等対応資機材に関する検討会」の開催	21
「対象火気設備等技術基準検討部会」の開催について	22

先進事例紹介

八消MTB隊発足！（愛媛県 八幡浜地区施設事務組合）	24
青森県東青地域住民の「安全・安心の確保」を目指して（青森県 青森地域広域消防事務組合）	26

消防通信～望楼

西宮市消防局（兵庫県）／松戸市消防局（千葉県）	28
三郷市消防本部（埼玉県）／東大阪市消防局（大阪府）	

消防大学校だより

消防団長科（第65期）	29
救急科（第76期）	30

報道発表等

最近の主な報道発表について（平成26年9月26日～平成26年10月24日）	31
---------------------------------------	----

通知等

最近の通知（平成26年9月26日～平成26年10月24日）	32
広報テーマ（11月分・12月分）	32

お知らせ

平成26年秋季全国火災予防運動	33
女性（婦人）防火クラブ活動の紹介と参加の呼びかけ	34
11月9日は「119番の日」正しい119番緊急通報要領の呼びかけ	35
～迅速・確実な消防活動のために～	
消防分野の国際協力の推進	36



■ 表紙
本号掲載記事より

安全管理



内閣官房内閣審議官（前 消防大学校長） 大庭 誠司

昭和60年に福井県庁地方課から消防庁消防課消防団係に赴任しました。消防の仕事をする上で、現場を体験してこいということで、東京消防庁の消防署に1泊2日で実地研修をしていただきました。その1泊の間に、下水道工事の穴に落ちた人を救出、高速入口で止まっていたダンプに追突したタクシーからの乗客の救出、そして駐車場で暴れていた若い女性の病院への搬送と盛りだくさんでした。ほとんど眠れなかった翌朝、救助隊員の方が道場で黙々と基礎トレに励んでいた姿は今も忘れられません。

その日は訓練でした。発煙筒を4、5本入れた煙道の中で、空気呼吸器と面体をして10m先の人形を探索する訓練をしました。プロの吏員に隣に付いてもらっているのに、目の前に人形があるとわかっているのに、ヘルメットのライトでも自分の手が煙で見えないことから、大変な恐怖との戦いでした。火事の現場で状況が不明の中、人命救助、火災防御を行うことがどんなに恐ろしいことかを感じたところです。

また、ある市の管理職をしていたとき、市の救助隊員が県の消防学校で訓練中にお亡くなりになるという大変痛ましいことにも遭遇しました。あってはならない思いでした。

いかなる状況においても、人命救助の大前提は救助者の安全管理です。その思いで、消防・救急課長在籍時（平成21年から23年）に「警防活動時等における安全管理マニュアル」と「訓練活動における安全管理マニュアル」の改正を手がけました。両マニュアルは昭和58年、59年につくられ、その後改正がされていなかったため、近年発生している新たな災害や死傷事故を考慮しつつ、各消防本部でしっかり安全管理を進めていただきたく改正を行ったものです。

このマニュアルは消防職団員が警防活動等を遂行するにあたって、一般的に留意しなければならない安全管理上の主な事項について列挙しています。現実には災害は多種多様であり、災害現場も千差万別です。したがって、各消防本部においてこのマニュアルを参考に自らのマニュアルの整備ができるよう、消防庁のホームページにこのマニュアルをワード形式で掲載しています。

安全管理は、マニュアルだけでできるものではありませんが、一つの大事なことと思います。多くの本部の皆様には、それぞれのマニュアルの見直しを行っていただいたものと思いますが、今一度、確認していただき、消防大学校、消防学校はもとより、各本部や消防団において、警防活動や訓練において死傷事故が絶対にならないようお願いできれば幸いです。

御嶽山噴火災害における消防機関の活動

広域応援室

1 はじめに

平成26年9月27日（土）11時41分頃から御嶽山で火山性微動が発生し始め、同11時52分頃に噴火が発生しました。今回の噴火は昭和54年の噴火と同程度かやや大きい規模の水蒸気爆発と考えられており、御嶽山での噴火は、平成19年3月下旬に発生したごく小規模な噴火以来となります。

この噴火により、長野・岐阜両県では、多くの死者や負傷者が出るなど甚大な被害が発生しました。

亡くなられた方々のご冥福を謹んでお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

2 被害の状況

人的被害	平成26年10月23日現在
死者	57名
行方不明者	6名
負傷者	69名



御嶽山の噴火状況

3 消防庁の対応

消防庁では、9月27日（土）14時30分に応急対策室長を長とする「消防庁災害対策室（第1次応急体制）」を設置、同20時20分には国民保護・防災部長を長とする「消防庁災害対策本部（第2次応急体制）」に格上げし、長野県及び岐阜県等に対して被害情報の報告を求める等、情報収集を実施しました。

その後、同20時30分に長野県知事から消防組織法に

基づき、緊急消防援助隊の応援要請を受け、消防庁長官が1都3県の知事（東京都、静岡県、山梨県及び愛知県）に対して、緊急消防援助隊の出動を求めました。

28日（日）17時00分には、災害対策基本法に基づき、政府に「平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害対策本部」が設置されたことを受け、消防庁の体制について、消防庁長官を長とする「消防庁災害対策本部（第3次応急体制）」に格上げしました。

さらに、30日（火）12時50分には、航空体制を強化するため、東京消防庁大型ヘリコプターの出動を求めるとともに、10月14日（火）9時30分には、捜索体制を強化するため、新たに2県の知事（岐阜県、富山県）に対して、緊急消防援助隊の出動を求めました。

また、発災直後から現地活動支援のために消防庁職員を長野県庁・王滝村役場等に派遣し、被害状況の確認、緊急消防援助隊に関する調整等を実施しました。

10月9日（木）には、消防庁長官が総務大臣からの過酷な環境での活動へのメッセージを伝達するとともに、消防隊員の活動状況を視察し、激励しました。



消防庁長官による消防隊員の激励

4 消防機関の活動

(1) 緊急消防援助隊

消防庁長官から出動の求めを受けた緊急消防援助隊は、火山ガス（硫化水素、亜硫酸ガス）の検知が行なえる資機材（LCD3.3）を保有する高度救助隊、山岳地域での活動に精通した救助隊及び航空隊を中心とする編成により、御嶽山へ迅速に出動しました。活動概要は次のとおりです

① 出動期間

平成26年9月27日（土）～10月17日（金）（21日間）



火山ガスを検知する救助隊(名古屋市消防局提供)

②活動規模

ア 全体(延べ数)

緊急消防援助隊	活動規模
東京消防庁指揮支援隊	20隊49名
名古屋市消防局指揮支援隊	20隊131名
東京都大隊(東京消防庁)	306隊1,335名
山梨県大隊(6消防本部)	252隊913名
静岡県大隊(8消防本部)	180隊742名
愛知県大隊(22消防本部)	208隊886名
岐阜県大隊(9消防本部)	30隊150名
富山県大隊(5消防本部)	33隊126名
合計(51消防本部(航空小隊含む。))	1,049隊4,332名

イ 救助活動のピーク

73隊 304名(10月16日(木))

③主な活動内容

ア 東京消防庁指揮支援隊は、発災後直ちに長野県庁に設置された消防応援活動調整本部に参集し、長野県、警察庁、防衛省、気象庁等の関係機関と連携の上、被害情報の収集、緊急消防援助隊各隊の活動方針の調整等を行いました。また、隊員の安全を確保するため、火山ガス及び降雨に対する活動中止並びに再開の基準の作成、これらの基準に基づく判断等について、関係機関との検討・調整等を行いました。

イ 名古屋市消防局指揮支援隊は、発災後直ちに木曽広域消防本部に参集し、指揮支援活動を開始しました。その後、関係機関との連携を強化するため、活動場所を王滝村役場に設置された現地合同指揮所へ移動し、各実動機関の活動内容及び活動範囲、山頂への進出手段等について、自衛隊及び警察等の関係機関と調整を行うとともに、調整結果を踏まえた緊急消防援助隊各隊の活動内容等の決定、緊急消防援助隊各隊の活動管理等を行いました。

ウ 陸上隊は、発災翌日の早朝から2つの登山道に分かれて入山し、救助活動を開始しました。山頂付近

の山荘等において複数の要救助者を発見し、ロープやバスケット担架等を用いて、急峻な登山道を搬送しました。10月1日(水)からは、自衛隊ヘリコプターによる山頂への人員、資機材の輸送を開始し、活動エリアを区分けする等自衛隊や警察と連携の上、削岩機やハンマードリル等を用いた噴石の除去、ロープやスケッドストレッチャー等を用いた要救助者の搬送等の活動を実施しました。7日(火)からは、登山道以外の部分について面的な捜索活動を開始し、人海戦術による火山灰を掻き分けながらの捜索を実施しました。これらの活動は、火山活動が継続している中での活動であったことから、火山ガス検知器や防毒マスク等を携行する等、安全管理を徹底した上で行われました。

エ 航空隊は、上空からの被害情報の収集、要救助者の捜索を実施しました。

また、被害情報の収集においては、ヘリサットを活用し、消防庁ヘリ1号機(東京消防庁航空隊運航)から消防庁に映像を送信しました。



バスケット担架等を用いた搬送(東京消防庁提供)



山頂における救助活動(静岡県消防局提供)

(2) 長野県消防相互応援協定に基づく応援

9月27日(土)14時52分に、木曽広域連合長からの長野県消防相互応援協定に基づく要請を受けて、松本広域消防局の応援隊が出動しました。その後、同19時30分

及び同21時15分に増隊要請を受け、木曾広域消防本部を除く長野県内13消防本部から合計39隊118名が出動しました。活動概要は次のとおりです。

①出動期間

平成26年9月27日（土）～10月17日（金）（21日間）

②活動規模

全体（延べ数）478隊 1,483名

③救助活動のピーク

39隊 118名（9月28日（日））

④主な活動内容

長野県消防相互応援隊は、災害現場において緊急消防援助隊とともに、要救助者の救助活動及び救急活動等を実施しました。また、無線中継車を活用し、消防機関の活動状況等について、消防庁に対して映像送信によるリアルタイムの情報提供を実施しました。



無線中継車による現地映像の送信（長野市消防局提供）

（3）長野県及び岐阜県防災航空隊

長野県及び岐阜県の防災航空隊は、上空からの要救助者の捜索活動及び救急搬送等を実施しました。

（4）地元消防機関

①長野県

木曾広域消防本部は、発災後直ちに被害情報を収集するとともに、地元消防機関として地理情報に長けていたことから、災害現場において緊急消防援助隊を先導する等、関係機関と連携した要救助者の救助活動等を実施しました。

また、木曾町消防団及び王滝村消防団は、ヘリベースとなった松原スポーツ公園において、粉塵が舞い上がるのを防ぐために散水活動を実施する等、支援活動を実施しました。

②岐阜県

下呂市消防本部は、発災後直ちに被害情報を収集するとともに、岐阜県警察と連携し、要救助者の救助活動等を実施しました。

また、下呂市消防団は、下呂市災害対策本部に入り、情報収集活動等を実施しました。

5 関係機関との連携

災害現場が高地であったことから、急峻な山道での体力消耗や疲労による事故を防ぐため、自衛隊ヘリコプター（CH-47及びUH-60）による救助隊の輸送を実施しました。

また、現場活動においては、気象庁からの火山性微動や降雨等の重要情報を、逐次、隊員へ連絡し、安全管理の徹底を図るとともに、自衛隊や警察と活動エリアを区分けして救助活動を行う等、関係機関と連携した活動を実施しました。



自衛隊の大型ヘリコプターによる救助隊員の輸送



関係機関と連携した救助活動（笛吹市消防本部提供）

6 おわりに

今回の災害現場は、標高3,000メートルの急峻な場所で、粘土質となった火山灰等で足場が悪い上、火山性微動や火山ガス、降雨により何度も活動中断を余儀なくされる等、非常に過酷な環境下での活動でした。そのため、消防機関においては、火山ガス検知器や防毒マスク等を活用するとともに、気象庁からの火山活動に係る重要情報の伝達、自衛隊ヘリコプターによる部隊の輸送等を行い、隊員の安全管理を徹底した活動を行ったところでした。

消防庁では、今回の火山噴火災害の教訓を踏まえ、退避壕・退避舎や登山者等に対する避難情報の伝達手段の整備、救助活動に当たっての火山ガス検知器やコンパクトな山岳救助資機材の充実等、火山災害対策の充実強化を図ることとしています。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室 根本
TEL: 03-5253-7527（直通）

消防法施行令等の一部改正について

予防課

1 はじめに

平成25年10月11日に発生した福岡市診療所火災を受け、消防庁に設置した「有床診療所・病院火災対策検討部会」において、学識経験者、病院関係者、有床診療所関係者、関係省庁（厚生労働省、国土交通省）及び消防本部の参画を得て必要な防火安全対策の検討を行い、7月4日に対策をとりまとめた報告書を公表しました。

この報告書を受け、消防庁では7月19日から8月17日までの30日間、消防法施行令の一部を改正する政令案等に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。「消防法施行令の一部を改正する政令」は10月10日に閣議決定され、10月16日に公布されました。また、これに併せて関連する総務省令及び消防庁告示の一部改正についても10月16日に公布されました。

2 改正の概要

(1) スプリンクラー設備等の設置基準の見直し

① 「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」に係る設置基準

今回の政令改正の契機となった福岡市診療所火災にお

いては、死者10名の全員が高齢者であり、自力での避難が困難な状態にあった者も多いと考えられることから、病院及び有床診療所のうち「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」には、原則として、面積にかかわらず、スプリンクラー設備を設置しなければならないこととしました。（改正前は、原則として、全ての病院は3,000㎡以上・全ての診療所は6,000㎡以上で義務付け。）

具体的には、以下の有床診療所・病院は「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」に該当しないものとして対象外となります。

- ・患者が避難困難でないと考えられる13診療科のみのもの（歯科、皮膚科、泌尿器科、乳腺外科、肛門外科、形成外科、美容外科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、小児科）
- ・夜間においても相当程度の患者の見守り体制（13床当たり職員1名）がある病院
- ・精神病床、感染症病床、結核病床のみの病院
- ・3床以下である有床診療所

また、火災発生時の延焼を抑制する機能を備えた構造を有する施設についても、対象外となります。



② ①以外の病院・診療所及び助産所に係る設置基準

「避難のために患者の介助が必要な病院」に該当しない病院については、原則として、延べ面積が3,000㎡以上のものにはスプリンクラー設備を設置が義務付けられています。(改正なし)

今回の政令改正では、「避難のために患者の介助が必要な有床診療所」に該当しない有床診療所及び有床助産所について、病院と同様に、原則として、延べ面積が3,000㎡以上のものにスプリンクラー設備を設置しなければならないこととしました。(改正前は、原則として、6,000㎡以上の診療所に義務付け。)

なお、病床や入所施設がない無床診療所及び無床助産所については、引き続き、原則として、延べ面積が6,000㎡以上のものにはスプリンクラー設備の設置が義務付けられています。(改正なし)

③ 水道連結型スプリンクラー設備の設置基準

水道の水管に連結させることで設置することができる水道連結型スプリンクラー設備については、防火上の措置を施したレントゲン室・手術室等の部分の面積を除いた面積が1,000㎡未満である施設に限り設置することができることとしました。(改正前は、延べ面積1,000㎡未満の施設に設置することができた。)

(2) 消火器具の設置基準の見直し

消火器具(消火器又は簡易消火用具)については、全ての病院、有床診療所及び有床助産所に設置しなければならないこととしました。(改正前は、150㎡以上の病院、

診療所及び助産所に義務付け。)

(3) 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

消防機関へ通報する火災報知設備については、全ての病院、有床診療所及び有床助産所に設置しなければならないこととしました。(改正前は、500㎡以上の病院、診療所及び助産所に義務付け。)

また、「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」については、自動火災報知設備(感知器)の作動と連動して起動させることを義務付けることとしました。

3 施行期日等

今回の政令は平成28年4月1日から施行します。このため、新築施設については、平成28年4月から新たな設置基準が適用されます。(ただし、水道連結型スプリンクラー設備の範囲拡大及びこれに関連する改正については平成27年3月1日から施行・適用します。)

また、既存施設へのスプリンクラー設備の設置については、平成37年6月末まで適用を猶予することとしています。

問い合わせ先

消防庁予防課行政係 新納
TEL: 03-5253-7523

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令について

特殊災害室

1 はじめに

平成26年10月14日、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（平成26年総務省令第79号。以下「改正省令」という。）が公布された。改正省令は、事業所の自衛防災組織が行うべき防災業務について定めた防災規程に「災害現場における特定事業所からの情報提供が適切に行われるための体制」を新たに追加するものである。以下その概要について説明する。

2 改正の背景

東日本大震災及びその後において発生した石油コンビナート災害では、大規模な爆発、火災の延焼等により、死傷者を生じる事案や事業所の敷地外にまで影響が及ぶ事案も発生している。中でも、平成24年9月の兵庫県の化学工場における爆発火災では消防隊員が死亡する事案が発生している。

このようなことを背景に石油コンビナート災害に関する課題及び対策を検討するため、平成25年度に開催された「石油コンビナート等防災体制検討会（座長：小林恭一東京理科大学大学院教授）」において、消防活動の安全を確保するためには関係機関との情報を共有することが極めて重要であることから、『災害の現場において市町村長等に対して速やかに応急措置上必要な情報が提供されるよう、あらかじめ事業所の情報提供体制を定めておくことが災害の拡大防止や人命救助のため重要である。』という提言がなされた。

この提言を踏まえ、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（以下「施設省令」という。）を改正し、防災規程に「災害現場における特定事業所からの情報提供が適切に行われるための体制」を追加することとした。

3 改正の内容

1. 防災規程に定めるべき事項として追加された事項

今回の改正では、施設省令第26条第1項における防災規程に定めなければならない事項に、以下の事項が新たに加わった。

『災害の現場において市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員から特定事業所の事業実施の統括管理者に対し要求があつた場合における情報提供が適切に行われるための体制に関すること。』

2. 情報の提供を求める主体

改正省令では、災害の現場において特定事業所に対して情報の提供を求める主体は、「市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）」としている。これは、改正省令が、石油コンビナート等災害防止法第24条の2の情報提供の要求に対応するものであるため、このような規定としているが、実際の災害の現場にあっては、その主体は「消防隊」となることが一般的であろう。

（情報提供の要求）

第24条の2 災害の現場においては、市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。次条において同じ。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。次条において同じ。）の職員は、特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者に対して、当該特定事業所の構造、救助を要する者の存否その他災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができる。



3. 防災規程に定める内容について

今回の改正により、防災規程に具体的に定める内容は、「防災規程及び共同防災規程の作成指針と概説等について(平成26年10月23日消防特第221号。以下「作成指針」という。)」において通知されたところであるが、ここではその内容について触れる。

(1) 情報提供の体制等

災害の現場において、市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員から事業実施の統括管理者に要求があった場合に、迅速かつ適切に情報提供が行われる体制（手順を含む。）を防災規程に明確に定めることが求められる。これは、災害が発生した場合、災害の拡大防止、早期の鎮圧、さらには二次災害防止のためには、特定事業所における情報提供が必要不可欠であるため、あらかじめその手順及び体制を具体的に構築させておく目的である。

作成指針においては、情報提供担当部署及び情報提供担当者を明確にすることとしている。これらについては、夜間・休日の体制、さらには情報提供担当者が不在の場合の代行者も明確に定めておく必要があるとしている。これは、平日の日中と比べて連絡体制が確保しづらい夜間・休日や情報提供担当者が不在の場合の情報提供体制を定めておくことにより、いつ、いかなる災害においても、事業者が迅速かつ適切に情報提供を行う体制をとれるようにするためである。なお、情報提供者は一義的には事業実施の統括管理者としているものの、情報提供が迅速かつ適切に行われることを統括管理者が確認することができる場合においては、別の者（情報提供担当者）に行わせることができるものとしている。

(2) 情報提供の内容

作成指針においては、情報提供が必要になると考えられる情報を事前に想定しておくことが望ましいとしており、その情報については、以下のようなものが考えられる。なお、以下に掲げる事項については飽くまでも想定される例に過ぎず、事業所にあつては、その特性に応じて説明すべき情報をあらかじめ検討しておく必要がある。

- ①要救助者の有無、発災場所の位置や周辺施設の状況
- ②プラントの温度や圧力（通常時、発災時）
- ③取扱物質や中間生成物の情報
- ④消防活動上配慮が必要な情報（可燃性物質・劇毒物・放射性物質等の情報、注水の可否の情報等）
- ⑤主な貯蔵取扱施設や防災施設の位置、概要等
- ⑥有害物質の漏えいや飛散物質による外部への影響の可能性

(3) 施行期日

平成27年4月1日より施行する。

4 おわりに

今回の省令改正により、災害時における特定事業所からの情報提供の仕組みをあらかじめ構築することにより、災害時の初動対応の円滑化、事故の拡大防止や被害の軽減などが期待できる。なお、施行日は平成27年4月1日としているが、これは本改正を受けて事業所において防災規程に追加すべき内容について、十分な検討がなされるための期間を設けたためである。

問合わせ先

消防庁特殊災害室 瀧下、橘高
TEL: 03-5253-7528

「女性消防団国際会議」 について

地域防災室

公益財団法人日本消防協会の主催により、9月29日(月)に都市センターホテルに於いて「女性消防団国際会議」が開催され、国内外から約300人が参加しました。

本会議の開会式において、主催者である公益財団法人日本消防協会の秋本会長から御挨拶があり、その後来賓として、坂本消防庁長官より高市総務大臣の挨拶が代読されました。

その後、外国からの参加者により、各国における女性消防団の現状及び課題等について発表が行われ、質疑応答が行われました。



秋本会長挨拶



坂本長官挨拶

最後に各国の参加者により、これからの活動などについて決意を示す会議アピールが採択されました。

【参加国と発表者】

- ① カナダ メリッサ・フィニー氏
(ウイスラー市義勇消防隊員)
 - ② フィンランド ミラ・レイノレン氏
(国家警察理事会プロジェクトマネージャー)
 - ③ ロシア タチアナ・エレミナ氏
(ロシア女性安全機構会長)
 - ④ セルビア ルジカ・ベラノビック氏
(セルビア消防協会副会長)
 - ⑤ スロベニア マリンカ・センプレ氏
(義勇消防隊上級幹部)
 - ⑥ スウェーデン レナ・ブランゼル氏
(スウェーデン緊急事態庁担当部長)
 - ⑦ アメリカ ヘザー・シェファー氏
(全米義勇消防協会理事長)
 - ⑧ 日本 小澤浩子氏
(東京都赤羽消防団副団長)
- コーディネーター
(公益財団法人日本消防協会 秋本敏文氏)



女性消防団国際会議アピール

- 1 火災はもちろん、さまざまな自然災害、テロ事件などへの消防の対応において、女性は、家族を守り、地域の安全を確保するため、これからも一層の活躍をします。
- 2 女性は、女性の特性をいかして、男性とは異なる活動も行い、消防の活動をさらに充実させます。
- 3 女性の活動を一段と発展させるため、これからも各国が連携し、活動環境の改善を進めます。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 岡地、鷹觜
TEL: 03-5253-7561

平成26年夏期の熱中症による救急搬送の状況

救急企画室

1 はじめに

消防庁では、毎年夏期に熱中症を防ぐための啓発を積極的に行うとともに、熱中症による救急搬送人員数を調査しています。一般に熱中症の搬送人員数に影響を与える要因として、梅雨明けの時期、最高気温が35度以上の猛暑日が全国でどのくらいの地域に及ぶか、気温の上昇の訪れにいかにか体の順応が追いつくか等があるといわれています。このたび平成26年夏期（6月～9月）の状況を取りまとめ、公表しましたので、概要を報告します。

2 総括事項

平成26年は夏期の到来により気温が上昇する時期が5月末からと昨年より早く、5月末から6月初旬には北日本や東日本を中心に連続した猛暑日が観測され、熱中症による救急搬送人員数が急増しました。また、梅雨明けが広がり、7月下旬に37都府県で高温注意報が発令された週は今年最高の搬送者数となっています。その後

は7月に入り梅雨明けが沖縄・奄美を除いて平年並みとなる中で、8月には全国的に涼しい気候となり、9月に降もその傾向が続きました。結果、熱中症による救急搬送人員数は昨年と比べ3割ほど減少したものの、合計4万件以上の救急搬送がありました。

3 救急搬送人員数（図1）（図2）

平成26年夏期の熱中症による救急搬送人員数は40,048人でした。これは昨年同時期の救急搬送人員数58,729人と比べて、約3割減となり、平成22年以降、最も少ない救急搬送人員数でした。平成26年の月別の救急搬送人員数を見ると、6月は4,634人、7月は18,407人、8月は15,183人、9月は1,824人となっています。5月下旬から6月上旬の猛暑日の影響で6月の搬送人員数は平成23年に続き2番目に多い搬送人員数となりました。また7月下旬に37都道府県での高温注意報が発令された週（7月21日～7月27日）は搬送人数が今年最多の8,871人となっています。8月・9月は涼しい気候となり、平成22年以降、最も少ない救急搬送人員数でした。

図1 夏期の月別救急搬送人員数

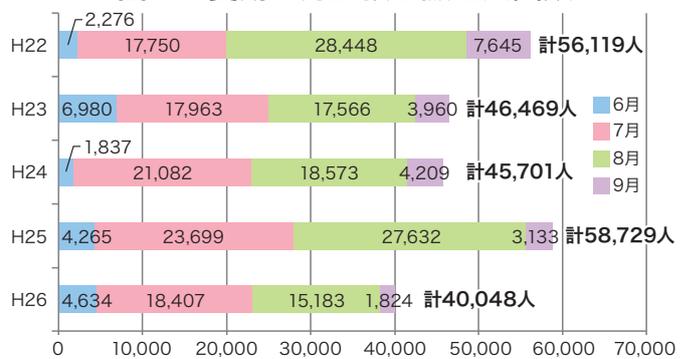
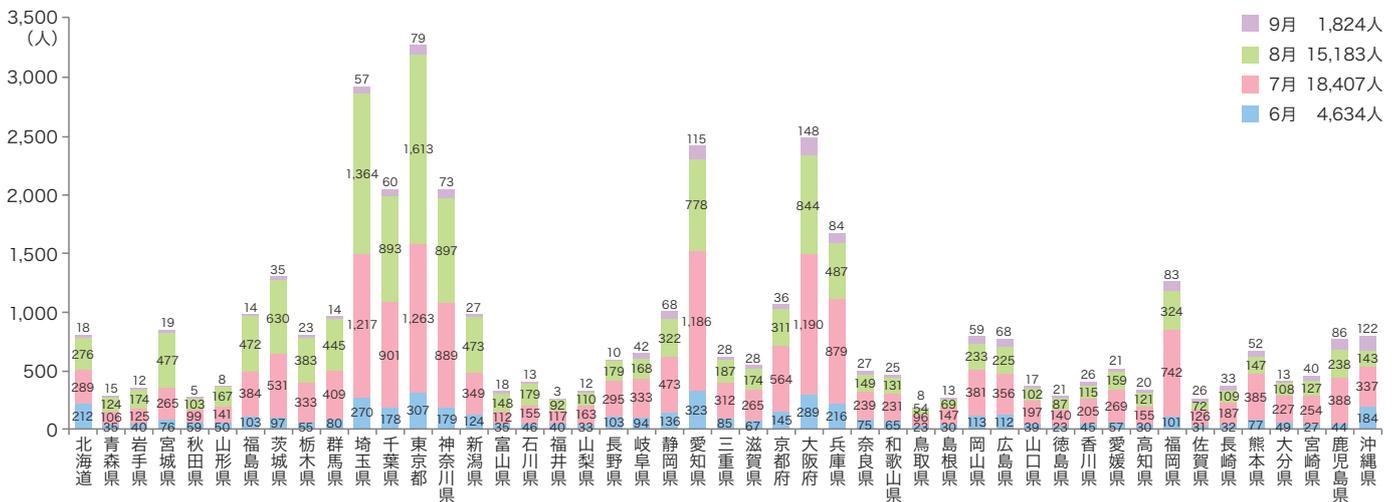


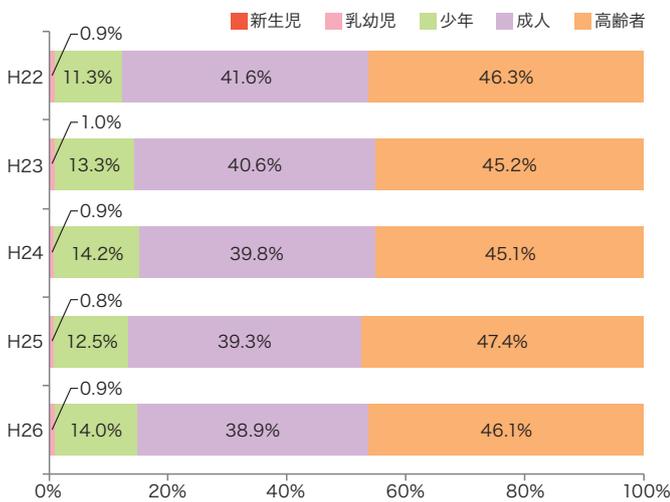
図2 夏期の都道府県別月別熱中症傷病者搬送状況



4 年齢区分別搬送人員数 (図3) (表1)

平成26年の夏期の熱中症による救急搬送人員数の合計40,048人のうち、高齢者が18,468人と最も多く、次いで成人15,595人、少年5,622人、乳幼児359人、新生児4人の順となっています。救急搬送人員数の半数近くを高齢者が占めます。高齢者は暑さやのどの渇きを自覚しにくいなど体の変化に気がつきにくい状態であることが多く、それが原因のひとつと考えられます。また、小さな子供は汗腺の発達が未熟で、体温調節が苦手であり、熱を放散しにくく熱中症にかかりやすいといわれています。

図3 夏期の年齢区分別搬送人員数



凡例

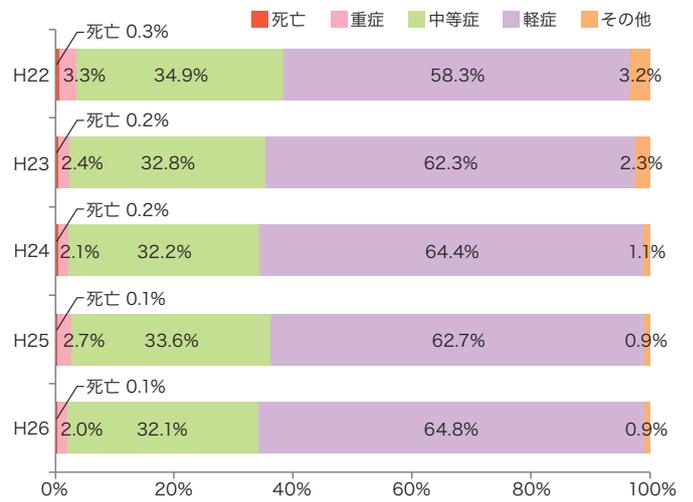
年齢区分

- 新生児：生後28日未満
- 乳幼児：生後28日以上7歳未満
- 少年：7歳以上18歳未満
- 成人：18歳以上65歳未満
- 高齢者：65歳以上

5 傷病程度別搬送人員数 (図4) (表1)

平成26年の夏期の熱中症による救急搬送人員数の合計40,048人のうち、軽症が25,967人と最も多く、次いで中等症12,860人、重症787人、死亡55人の順となっています。死亡者数については、記録的な猛暑日を観測した平成22年の171人に比べ、平成26年は55人と7割減となっています。しかし、熱中症の症状は対処のタイミングや、年齢等傷病者の背景の違いにも影響を受け、刻々と変化します。中には短時間で重篤な状態に陥る場合もありますので十分に注意が必要です。

図4 夏期の傷病程度別搬送人員数



凡例

傷病程度

- 軽症：入院を必要としないもの
- 中等症：重症または軽症以外のもの
- 重症：3週間の入院加療を必要とするもの以上
- 死亡：医師の初診時に死亡が確認されたもの
- その他：医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所に搬送したもの。

表1 夏期の熱中症による救急搬送状況

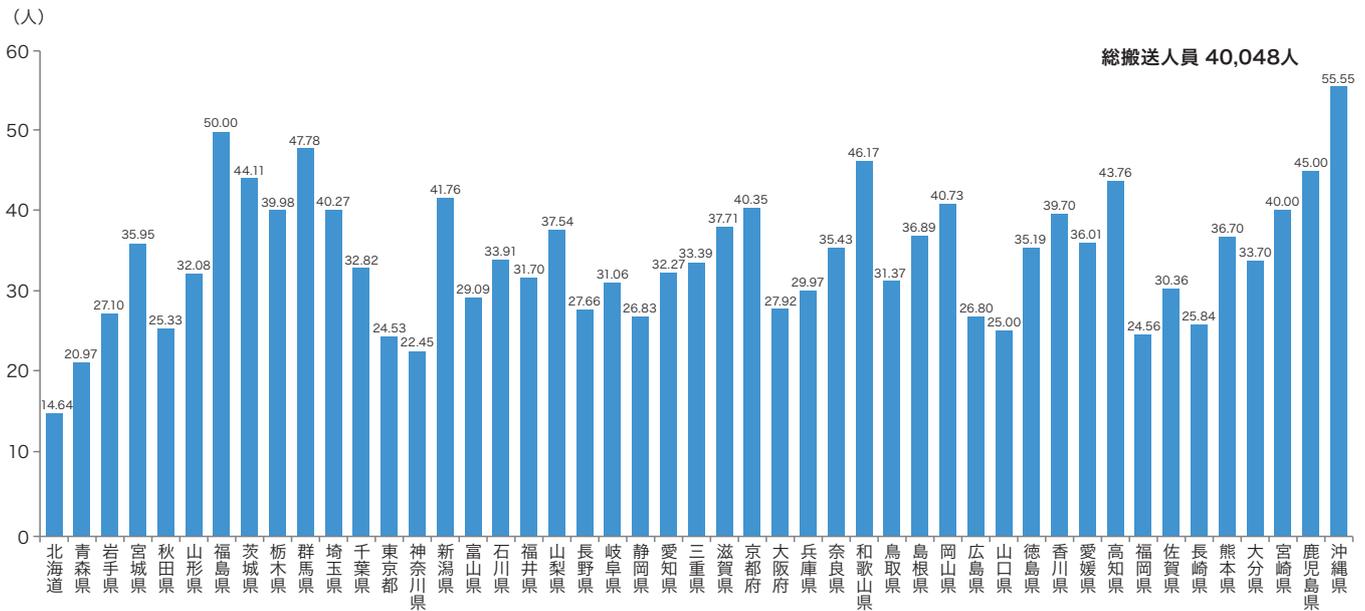
	年齢区分 (人)						初診時における傷病程度 (人)					
	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合計	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合計
H22年	0	489	6,331	23,324	25,975	56,119	171	1,848	19,608	32,709	1,783	56,119
	0.0%	0.9%	11.3%	41.6%	46.3%		0.3%	3.3%	34.9%	58.3%	3.2%	
H23年	0	442	6,182	18,847	20,998	46,469	73	1,134	15,240	28,946	1,076	46,469
	0.0%	1.0%	13.3%	40.6%	45.2%		0.2%	2.4%	32.8%	62.3%	2.3%	
H24年	5	412	6,467	18,192	20,625	45,701	76	980	14,736	29,426	483	45,701
	0.0%	0.9%	14.2%	39.8%	45.1%		0.2%	2.1%	32.2%	64.4%	1.1%	
H25年	6	466	7,367	23,062	27,828	58,729	88	1,568	19,754	36,805	514	58,729
	0.0%	0.8%	12.5%	39.3%	47.4%		0.1%	2.7%	33.6%	62.7%	0.9%	
H26年	4	359	5,622	15,595	18,468	40,048	55	787	12,860	25,967	379	40,048
	0.0%	0.9%	14.0%	38.9%	46.1%		0.1%	2.0%	32.1%	64.8%	0.9%	

6 都道府県別人口10万人当たりの搬送人員数 (図5)

平成26年の夏期の都道府県別人口10万人当たりの搬送人員数は沖縄県が最も多く、55.55人であり、次いで福島県50.00人、群馬県47.78人の順となっています。



図5 夏期の都道府県別人口10万人当たりの熱中症傷病者搬送人員



7 おわりに

熱中症を理解し、適切な予防行動を取ることで、熱中症は発症を防ぐことが可能です。また、周囲の気遣いで熱中症弱者といわれる高齢者や子供の発生を食い止めることもできます。最近では熱中症に関する社会的な関心や認知度も高まっており、予防方法や応急手当に関しても広く知られるようになってきました。今年、熱中症による搬送人員数の減少が見られたのは、気温の影響だけではなく、社会全体の熱中症に関する意識が高まったことも要因のひとつと考えられるかもしれません。

消防庁では、熱中症情報のHPやtwitterを通じて注意喚起や情報提供等、積極的に取り組んでいます。HPでは熱中症による救急搬送状況の速報値を毎週発表するとともに、予防のポイントや応急手当についてわかりやすくまとめた「熱中症対策リーフレット」が入手可能です。また、twitterでは日々の状況に合わせたつぶやきを6月～9月まで平日毎日行いました。

消防庁ではこれからもこれらの取り組みを続け、熱中症に関する注意喚起や情報提供を行っていきます。

消防庁熱中症情報

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html

熱中症対策リーフレット

<http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2605/pdf/260514-1.pdf>

問い合わせ先

消防庁救急企画室 寺谷、平井、大迫
TEL: 03-5253-7529

都道府県における図上訓練の実施状況に関するアンケート結果等について

防災課

1 はじめに

近年発生が危惧される、南海トラフ巨大地震、首都直下地震を始めとする大規模かつ広域的な災害については、市町村のみならず、市町村が処理する防災に関する事務または業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う都道府県の災害対処能力の向上が求められます。そのための方策として、比較的费用及び労力負担が小さい図上訓練を有効活用し、知事や危機管理担当部局以外の職員、関係機関の参加を図り、年度内に複数回想定を変えて実施するなど、都道府県における効果的な取組みが求められます。

消防庁では、都道府県における図上訓練の実施状況等についてアンケート調査を行い、効果的な図上訓練を実施する上でのポイント、参考となる図上訓練実施事例を取りまとめたので、ご紹介いたします。

表1 アンケート調査結果（概要）

○調査結果（一部抜粋）	
1. 訓練実施状況	(1) 訓練実施状況（実施回数別） ①6回以上実施：1団体・2% ②5回実施：2団体・4% ③4回実施：5団体・11% ④3回実施：6団体・13% ⑤2回実施：8団体・17% ⑥1回実施：20団体・42% ⑦未実施：5団体・11%
2. 訓練想定	(1) 災害想定 ※重複回答あり ①地震（津波あり）：42回・22団体 ②地震（津波なし）：36回・18団体 ③風水害：17回・15団体 ④火山：3回・3団体 (2) 複合事業想定 ※重複回答あり ①孤立事業：38回・22団体 ②大規模火災：29回・15団体 ③複合想定なし：29回・20団体 ④コンビナート火災：25回・12団体 ⑤鉄道事故：25回・10団体 ⑥危険物漏洩：17回・9団体 ⑦帰宅困難者対応：16回・11団体 ⑧原子力災害：9回・8団体 ⑨その他：7回・2団体
3. 知事の参加状況	(1) 知事が参加した訓練：30回・32% (2) 年度内に1回以上知事が参加した訓練を実施した団体：25団体・53%
4. 職員の参加状況	(1) 訓練実施状況（職員参加範囲別） ①全部局参加：44回・46% ②危機管理・防災担当部局及び一部の部局：29回・31% ③危機管理・防災担当部局のみ参加：22回・23% (2) 年度内に1回以上全部局が参加した訓練を実施した団体：30団体・64%
5. 関係機関の参加状況	(1) 関係機関の参加あり訓練：69回・73% (2) 関係機関の参加なし訓練：26回・27% (3) 訓練参加機関 ※重複回答あり ①自衛隊：47回・33団体 ②市町村：43回・28団体 ③消防：36回・22団体 ④警察：35回・22団体 ⑤事業所（ライフライン・物資・運送・通信等）：37回・26団体 ⑥各省庁の出先機関：34回・22団体 ⑦海上保安庁：28回・18団体 ⑧関連機関参加なし：26回・18団体 ⑨病院：17回・10団体 (4) 年度内に1回以上関係機関が参加した訓練を実施した団体：36団体・76%
6. 訓練実施形態	(1) 訓練実施状況（訓練形態別） ①全ブライント型：61回・64% ②一部ブライント型：23回・24% ③非ブライント型：11回・12% (2) 年度内に1回以上全ブライント型訓練を実施した団体：27団体・58%
7. 評価・検証結果のマニュアル等への反映状況	(1) 評価・検証方法 ※重複回答あり ①参加者に対するアンケート：73回・36団体 ②参加者による反省会：65回・30団体 ③知事・幹部職員による講評：55回・28団体 ④外部機関・専門家等による評価：18回・14団体 ⑤内部職員等による評価・検証：3回・3団体 (2) 評価・検証結果のマニュアル等への反映 ①反映した：62回・65% ②反映していない：33回・35% (3) 年度内に1回以上訓練の評価・検証結果をマニュアル等へ反映した団体：25団体・53%

2 調査内容

- (1) 調査期間
平成26年3月19日～3月27日
- (2) 調査対象
全国47都道府県における平成25年度中に実施した自然災害を対象とした図上訓練
- (3) 調査方法
各都道府県消防防災主管課へアンケート調査票を配布し、回収した結果を消防庁防災課において分析したもの。
- (4) 調査項目
 - ①訓練実施状況
 - ②訓練想定
 - ③知事の参加
 - ④職員の参加
 - ⑤関係機関の参加
 - ⑥訓練実施形態
 - ⑦評価・検証結果のマニュアル等への反映
- (5) 調査結果

都道府県からの回答率は100%、平成25年度内に全都道府県で行われた図上訓練総回数は95回でした。調査結果の概要については表1のとおりです。

3 図上訓練のポイント

各都道府県において効果的な図上訓練を実施する上でポイントとなる事項は次のとおりです。

(1) 訓練企画

○災害対応訓練のうち、比較的费用及び労力負担が小さい図上訓練を有効活用して、想定異なる訓練を年度内に複数回実施することが望ましい。

○年度の早い時期に訓練を行うなど、人事異動後の新体制において災害対処能力の強化を図ることが必要。

(2) 災害想定

○地震や津波の訓練想定だけでなく、風水害や火山災害など、各地域で発生しうる様々な災害を想定し、年度内の適

切な時期に災害想定を変えて訓練を実施することが望ましい。

なお、訓練がマンネリ化しないよう、同じ災害想定であっても、発生場所や発生時間帯を変更するなどの工夫が必要。

- 年度内に少なくとも1回は、複合事案の発生を伴うより過酷な状況を想定した訓練を実施することが望ましい。

(3) 訓練形態

- 職員の迅速かつ確かな災害対処能力を向上させるため、年度内に少なくとも1回は、より実践的なブラインド型訓練を実施することが望ましい。

(4) 知事の訓練参加

- 災害対応における知事のリーダーシップの重要性に鑑み、年度内に少なくとも1回は知事が訓練に参加し、自らの災害対処能力の研鑽に努めることが必要。

その際は、知事に事前にシナリオを伝えないブラインド型訓練を実施することが望ましい。

(5) 危機管理・防災担当部局以外の職員の訓練参加

- 「訓練でできないことは、本番ではできない」ということに鑑み、
- 年度内に少なくとも1回は全部局が参加した訓練を実施し、職員の災害対処能力を高めることが必要。
- 危機管理・防災担当部局のみが参加する訓練においても、可能な限りより実践的なブラインド型訓練とすることが望ましい。

(6) 関係機関の訓練参加

- 年度内に少なくとも1回は関係機関が参加した訓練を実施し、関係機関との連携強化を図り「顔の見える関係」を構築することが必要。
- 発災時に関係機関がばらばらに動かないよう、災害

対策本部を中心とした相互の活動調整の円滑化を図るためには、関係機関が参加した訓練を複数回実施することが望ましい。

(7) 評価・検証結果のマニュアル等への反映

- 参加者自らの評価や外部機関等による評価などを複合的に活用し、訓練を通じて災害対応マニュアル等の有効性について検証作業を行うことが必要。

4 実施事例

図上訓練を企画実施する際の参考となるよう、先進的な取り組み事例を紹介しています。(表2、表3、表4、表5参照)

5 おわりに

都道府県は防災業務に係る総合調整を担い、いざ大規模災害が発生した時に、都道府県内の市町村や消防、自衛隊等の関係機関と連携を図り、スムーズな災害対応が求められます。都道府県の災害対応力向上のためには、図上訓練の実施が有効な手段の一つとなります。その際、本調査結果等がご参考になれば幸いです。

本調査結果等の詳細については、総務省消防庁のホームページ (http://www.fdma.go.jp/concern/law/tucht2609/pdf/260917_sai244.pdf) に掲載されていますので、そちらもご覧ください。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 中島、吉岡
TEL: 03-5253-7525

表2 神奈川県

	実施日等	訓練趣旨等	複合事案想定	訓練形態	知事・職員の参加	関係機関の参加 (連絡要員等の参加)
訓練内容	1 平成25年11月1日 東京湾北部地震	関係機関相互の連携・協力体制のあり方を検証し、連携の強化を図る	・大規模火災 ・コンビナート火災 ・鉄道事故 ・危険物漏えい	全ブラインド型	危機管理部局及び医療担当部局参加	・市町村 ・警察 ・自衛隊 ・海上保安庁 ・DMAT
	2 平成26年1月17日 さいたま市震源自身(M6.9)	九都県市合同防災訓練・図上訓練として実施し、他都県市との連携強化を図る	・被災地への応援活動	全ブラインド型	危機管理部局及び医療担当部局参加	・他都県市 ・DMAT
	3 平成26年1月30日 神奈川県西部震源地地震(M7.5)	市町村との連携強化及び災害対策本部等における災害対策対応能力の向上を図る	・大規模火災 ・コンビナート火災 ・鉄道事故 ・孤立事案 ・帰宅困難者対応 ・土砂災害	全ブラインド型	危機管理部局及び医療・土木・流通担当部局及び災害時に訓練地域の現地対策本部に参集する職員参加	・市町村 ・消防 ・警察 ・自衛隊 ・海上保安庁 ・省庁及び出先機関 ・在日米軍 ・DMAT
	4 その他、県単独で地震を想定した図上訓練を8回実施	・地震に伴う複合災害を想定した訓練を定期的実施し、災害対策力の向上を図る ・外部有識者等による評価検証(一部の訓練)	・大規模火災 ・コンビナート火災 ・鉄道事故 ・孤立事案 ・危険物漏えい ・帰宅困難者対応 ・原子力災害	全ブラインド型	危機管理部局及び他局等からの応援職員参加	なし
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な訓練を実施することによる、職員の災害対応能力向上 ○実践的な対応(全ブラインド型訓練) ○外部有識者等による評価検証を実施 ○警察、消防、自衛隊及びDMAT等の参加による様々な関係機関との連携 					

表3 静岡県

	実施日等	訓練趣旨等	複合事案想定	訓練形態	知事・職員の参加	関係機関の参加 (連絡要員等の参加)
訓練内容	1 平成25年6月6日 土砂災害・河川氾濫	出水期前における風水害対応力向上	なし	全ブラインド型	危機管理部局及び交通基盤部局参加	・市町 ・地方気象台
	2 平成25年8月28日 南海トラフ地震 (M9程度)	県が実施する災害応急対策の検証・習熟と国、市町及び防災関係機関との連携の強化	・大規模火災 ・コンビナート火災 ・孤立事案	一部ブラインド型 ※各所属責任者に対し、当日の進行シナリオを説明	知事参加 全部局参加	・市町 ・消防 ・警察 ・自衛隊 ・海上保安庁 ・省庁及び出先機関 ・在日米軍 ・ライフライン各社
	3 平成26年1月17日 南海トラフ地震 (M9程度)	医療救護や緊急輸送などの分野別訓練の集大成	・大規模火災 ・孤立事案	同上	知事参加 全部局参加	・市町 ・消防 ・警察 ・自衛隊 ・省庁及び出先機関 ・ライフライン各社 ・報道機関
	4 平成26年2月13日 南海トラフ地震 (M9程度)	複合災害対応向上(地震を伴う原子力災害の対応)	・原子力災害	同上	知事参加 危機管理部局及び健康福祉部局参加	・市町 ・消防 ・警察 ・自衛隊 ・省庁及び出先機関 ・病院、社会福祉施設 ・報道機関 ・ライフライン各社 ・周辺県 ・電力事業者
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○出水期前に、風水害対応訓練を実施 ○南海トラフ巨大地震想定による知事参加訓練を複数回実施 ○原子力災害を伴う複合災害を想定した訓練を実施 					

表4 三重県

	実施日等	訓練趣旨等	複合事案想定	訓練形態	知事・職員の参加	関係機関の参加 (連絡要員等の参加)
訓練内容	1 平成25年4月12日 紀伊半島大水害 (平成23年台風12号)	・出水期前における風水害対応力向上 ・人事異動後の新体制における組織的災害対応力向上	なし	全ブラインド型	防災対策本部のみ参加	なし
	2 平成25年7月18日 布引山地東縁断層帯東部 における直下型地震 (発災直後及び4日目以降の活動)	・過去の活動・訓練における課題の改善 ・初動期から応急初期期までの県内資源による災害対応力の向上 ・外部有識者等による評価検証	・大規模火災 ・孤立事案	全ブラインド型	全部局参加	・市町 ・消防 ・警察 ・自衛隊 ・海上保安庁 ・省庁及び出先機関 ・ライフライン各社等
	3 平成26年2月7日 布引山地東縁断層帯東部 における直下型地震	・7月18日の訓練の反省を踏まえて作成した活動マニュアルの検証 ・初動期の災害対応力の向上及び関係機関等との連携の強化 ・外部有識者等による評価検証	・大規模火災 ・孤立事案	全ブラインド型	知事参加 全部局参加	同上
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○年度の早い時期に訓練を実施 ○出水期前に、風水害対応訓練を実施 ○直下型地震を想定し、発災から1週間までの活動について実施 ○同想定による訓練を2回実施し、2回目は知事参加の上、1回目を踏まえ総合的に実施 ○実践的な対応(全ブラインド型訓練) ○外部有識者による評価検証及び検証結果についてマニュアルへの反映を実施 					

表5 宮崎県

	実施日等	訓練趣旨等	複合事案想定	訓練形態	知事・職員の参加	関係機関の参加 (連絡要員等の参加)
訓練内容	1 平成25年12月15日 南海トラフ地震 (M9程度)	宮崎市及び南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会と共催し、関係機関や沿岸市町村等との連携強化	地震・津波に伴い想定される様々な事案 ・火災 ・急傾斜地崩壊 ・液状化 ・ライフライン被害 ・鉄道被害	全ブラインド型	知事参加 全部局参加及び総合対策部要員参加	・市町村 ・警察 ・消防 ・自衛隊 ・海上保安庁 ・省庁及び出先機関 ・医療機関 ・ライフライン各社等
	2 その他、1の前提となる図上訓練を4回実施 【第1回(6月)】 基本的な業務の把握及び発災後3時間までの対応 【第2回及び第3回(8月)】 発災後3時間～6時間の対応 【第4回(10月)】 BCP訓練と併せて実施	・12月15日の訓練に向け、発災後からの経過期間を段階的に分けて実施し、災害対応力を段階的に向上 ・関係機関相互の災害対応に係る能力の情報共有	同上	全ブラインド型	総合対策部要員参加	・市町村 ・警察 ・消防 ・自衛隊 ・海上保安庁 ・省庁及び出先機関 ・医療機関 ・ライフライン各社等
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○実践的な対応(全ブラインド型訓練、実動訓練についても一部ブラインド型訓練) ○南海トラフ地震を想定し、発災からの経過期間を段階的に分けて実施 ○実動訓練の前提となる図上訓練を通じ、必要な手続きや関係機関との連携要領を具体化 ○関係機関相互の災害対応に係る能力の情報共有 					

第14回レスキューロボットコンテストにおける 消防庁長官賞の授与について

総務課
消防研究センター

1. レスキューロボットコンテストの開催について

平成26年8月9日（土）～10日（日）の日程で（10日は台風接近により中止）、デザイン・クリエイティブセンター神戸（兵庫県神戸市）で第14回レスキューロボットコンテストが開催されました（消防庁特別共催）。

消防庁では、自治体消防制度60周年の記念事業として第8回（平成20年）に初めて消防庁長官賞を設け、その後も継続して、先進的な科学技術の導入等により要救助者の負担軽減と効率的な救助を実現したチームに対して表彰を行い、今後の消防防災活動を支えるレスキューロボットの研究開発・実用化の推進に寄与しています。



第14回レスキューロボットコンテストポスター

2. レスキューロボットコンテストとは

日本におけるレスキュー技術の研究においては、平成7年の阪神・淡路大震災から得られた教訓を踏まえて、レスキュー機器の技術的課題に関する様々な検討が行われました。この中で、ロボット技術の研究は活発になり、大きく発展しました。それらロボット技術の中からは、東日本大震災における福島原子力発電所事故の調査活動に活用されているものもあります。

レスキューロボットコンテストは、参加者が製作したロボットでコンテストの課題（ガレキに埋もれた要救助者の救助）に取り組むことで、レスキュー活動の重要性や難しさについて自ら考えるとともに、将来的にレスキュー機器の開発に携わる青少年を育成することや、防災やレスキューの必要性について広報することを目的としています。



要救助者（ダミー人形）の救出にあたる
「なだよりあいをこめて」2号機

3. 消防庁長官賞受賞チーム

今回の消防庁長官賞は、神戸市立科学技術高校 科学技術研究会が製作した「なだよりあいをこめて」が受賞しました。大会時、神戸市に接近した台風の影響により、2日目の競技、表彰式が中止となっしまい、表彰状は後日送付されました。

「なだよりあいをこめて」は、各ロボットの瓦礫除去、要救助者の救出、收容のための機構をうまく活用しながら、素早くかつやさしい救助を行ったことが高く評価されたものです。



神戸市立科学技術高校 科学技術研究会
「なだよりあいをこめて」（消防庁長官賞受賞）

コンテスト当日の詳細については、
レスキューロボットコンテスト公式ホームページ
<http://rescue-robot-contest.org/index.html>
を参照ください。

問い合わせ先

消防庁総務課（消防技術政策担当） 中越、和田
TEL: 03-5253-7541

「第24回全国消防操法大会」の開催について

地域防災室

全国消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るとともに、消防活動の充実発展に寄与することを目的とし、日頃の訓練により培った消防操法技術を競い合う全国消防操法大会を東京都で開催します。

本大会においては、都道府県代表の消防団の皆さんが、迅速、確実、かつ安全に行動できるよう、日頃から訓練を重ね、消防操法技術の習得に励んでいる全国の消防団の中から、各都道府県の代表としてポンプ車の部24隊、小型ポンプの部24隊が出場します。(開催地である、東京都については2隊出場)

1 開催日時及び場所

日時：平成26年11月8日(土)

9時00分～16時30分

場所：東京臨海広域防災公園
(東京都江東区有明3-8-35)

2 内容

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 開会式 | 9時00分～10時00分 |
| (2) 操法開始 | 10時00分～15時20分 |
| (3) 防災指導展示 | 15時20分～16時00分 |
| (4) 表彰式 | 16時00分～16時20分 |
| (5) 閉会式 | 16時20分～16時30分 |

3 参加人員

約5,000名

4 主催等

主催 消防庁、公益財団法人日本消防協会
共催 東京臨海広域防災公園
協力 東京都、一般社団法人東京都消防協会、
東京都消防長会、東京消防庁



第23回全国消防操法大会(平成24年度)

5 操法種目

全国消防操法大会は、消防用機械器具の取扱い及び操作の基本について、その技術を競う大会であり、その中で競技される消防ポンプ操法は2種類あります。

1つ目が、消防ポンプ自動車を使用する「ポンプ車操法」、2つ目が、持ち運び可能な小型動力ポンプを使用する「小型ポンプ操法」です。



ポンプ車操法



小型ポンプ操法

6 防災指導展示

女性消防団員による消防団防災指導・災害活動車(公益財団法人日本消防協会交付車両)を活用した防災指導の展示を実施します。

(1) 訓練内容

地元の町内で地域住民等に対し初期消火などの防災指導を行っていたところ、付近で火災が発生したとの想定で、訓練会場から出動し、軽可搬ポンプを活用して消火活動にあたります。

(2) 訓練出場団

宮城県黒川郡大和町消防団女性団



【主な積載資機材】



煙体験装置

昇降装置

映像機器

軽可搬ポンプ

AED トレーナー

第24回全国消防操法出場消防団

ポンプ車の部		
	都道府県	消防団名
1	和歌山県	有田市消防団
2	静岡県	御殿場市消防団
3	神奈川県	座間市消防団
4	東京都	三宅村消防団
5	三重県	菰野町消防団
6	富山県	砺波市消防団
7	徳島県	板野町消防団
8	福井県	越前消防団
9	長崎県	壱岐市消防団
10	北海道	日高西部消防組合平取消防団
11	熊本県	芦北町消防団
12	山形県	中山町消防団
13	高知県	仁淀川町消防団
14	大阪府	吹田市消防団
15	埼玉県	川島町消防団
16	茨城県	常総市消防団
17	長野県	富士見町消防団
18	宮崎県	高千穂町消防団
19	秋田県	大瀧村消防団
20	鳥取県	江府町消防団
21	沖縄県	宜野湾市消防団
22	香川県	さぬき市消防団
23	福岡県	小都市消防団
24	栃木県	那須塩原市黒磯消防団

小型ポンプの部		
	都道府県	消防団名
1	広島県	福山市消防団
2	鹿児島県	曾於市消防団
3	滋賀県	甲賀市消防団
4	青森県	階上町消防団
5	岩手県	葛巻町消防団
6	大分県	竹田市消防団
7	島根県	奥出雲町消防団
8	千葉県	八街市消防団
9	石川県	能登町消防団
10	兵庫県	福崎町消防団
11	岐阜県	海津市消防団
12	京都府	精華町消防団
13	愛媛県	四国中央市消防団
14	東京都	板橋消防団
15	群馬県	昭和村消防団
16	佐賀県	太良町消防団
17	福島県	富岡町消防団
18	岡山県	岡山市消防団
19	新潟県	長岡市消防団
20	奈良県	広陵町消防団
21	山梨県	南アルプス市消防団
22	愛知県	豊田市消防団
23	山口県	岩国市消防団
24	宮城県	石巻市消防団

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 佐藤、伊藤、鷹觜
TEL: 03-5253-7561

「放射性物質事故等対応資機材に関する検討会」の開催

特殊災害室

1 はじめに

消防庁では、東京電力(株)福島原子力発電所事故等の消防活動や近年のNBC災害対応資機材の高性能化に伴う検知、除染、救助等の活動手法の進展などを踏まえ、これまで作成していた各種マニュアルを統合して一本化し、平成26年3月に「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」(以下、「マニュアル」という。)として示したところです。

このマニュアルの見直しのための検討の中で、放射性物質事故等が発生した場合に、消防機関が円滑かつ安全に消防活動を実施していくための課題の一つとして、「消防機関として整備する資機材の種類の検討」が指摘され、これを踏まえ、現在マニュアルにおいて示している放射性物質等の環境下における消防活動が、より安全かつ効果的・効率的に実施することが期待できる対応資機材について検討を行うため、放射性物質事故等対応資機材に関する検討会(以下、「検討会」という。)を発足し、第1回目の検討会を平成26年9月17日(水)に開催しました。

2 検討事項

検討事項は、以下のとおりです。

- (1) 消防隊員が使用する新たな放射性物質事故等対応資機材
- (2) 上記(1)の資機材を活用した消防活動の有効性
- (3) その他

3 第1回検討会の内容

第1回検討会では、検討の目的及び進め方、現状の対応資機材を使用した消防活動の整理、新たな放射性物質事故

等対応資機材の調査・整理(案)等について説明が行われるとともに、今後の検討の方向性等について検討が行われました。

4 今後のスケジュール

- ・第2回 平成26年12月上旬(予定)
- ・第3回 平成27年1月(予定)

委員名簿(敬称略・順不同)

【座長】

鶴田 俊 秋田県立大学 システム科学技術学部 教授

【委員】

山口 芳裕 杏林大学 医学部 救急医学 教授

富永 隆子 独立行政法人 放射線医学総合研究所
REMAT医療室 医長

武藤 重男 独立行政法人 日本原子力研究開発機構
原子力緊急時支援・研修センター 副センター長

松井 真 公益社団法人 日本アイソトープ協会
事業推進本部 技術部 技術課長

中村 力 公益財団法人 放射線計測協会
事業推進部 技術調査役

立石 信行 全国消防長会 事業部 事業企画課長

萱津 雅弘 東京消防庁 警防部 特殊災害課長

中丸 浩昭 横須賀市消防局 消防・救急課長

鹿志村 平 ひたちなか・東海広域事務組合消防本部
防災指導課長

金澤 文男 双葉地方広域市町村圏組合消防本部
消防課長

問合わせ先

消防庁特殊災害室 古澤、斎藤、大庭、梅村
TEL: 03-5253-7528

「対象火気設備等技術基準検討部会」の開催について

予防課

1 概要

ガスこんろ等の火気設備・器具及び蓄電池設備等の電気設備・器具（以下、「対象火気設備等」という。）を規制する省令※の施行後10年が経過し、当初、省令で想定していなかった設備や、大容量の設備が開発され、なかには既に市場に流通しているものもあります。



このため、消防庁では、対象火気設備等に係る省令の見直しに向けた検討を行うため、消防庁が主催する「予防行政のあり方に関する検討会」の下で「対象火気設備等技術基準検討部会」（以下、「検討部会」という。）を開催しました。

※対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年三月六日総務省令第二十四号）



2 検討項目

(1) 蓄電池設備の規制単位等の検討

蓄電池設備は①電氣的出火、②水素ガス発生、③希硫酸の流出を防止するために規制されていますが、現在は、水素の発生リスクのない密閉形の蓄電池が多く流通して

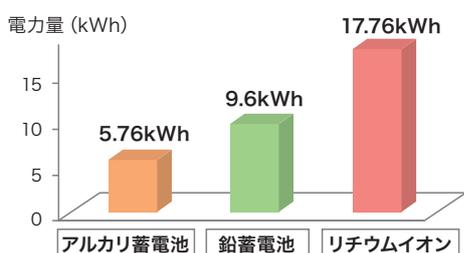
います。一方、現在の規制単位は、水素ガスの発生も考慮した単位系であるAh（アンペア・アワー）・セルで規制されていますが、当該単位の場合、電池種別によって規制を受ける電力量に差が出ている状況です。このことから、規制単位のあり方について検討します。

【蓄電池（二次電池）の現状】

市場に流通している主な二次電池の種別		危険性の状況		
		①電氣的出火	②水素ガス発生	③希硫酸の流出
開放形	鉛蓄電池	○	○	○
	アルカリ蓄電池	○	○	×
密閉形	鉛蓄電池	○	×	△
	アルカリ蓄電池	○	×	×
	リチウムイオン蓄電池	○	×	×

※ △：希硫酸を使用しているものの密閉形のため、流出のおそれは極めて少ない

【電池種別ごとの規制状況】



【電池種別ごとの電力量】

電池種別	Ah・セル	電圧 (V)	電力量 (kWh)
アルカリ蓄電池※	4800	1.2	5.76
鉛蓄電池		2	9.6
リチウムイオン		3.7	17.76

※アルカリ蓄電池：電解液にアルカリ性水溶液を使用した蓄電池。ニッケル水素電池、ニカド電池がこれに該当。

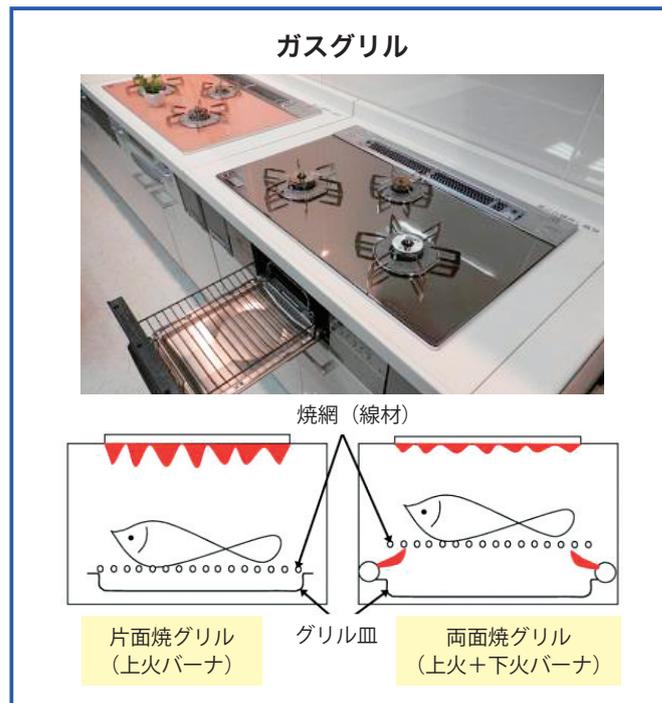
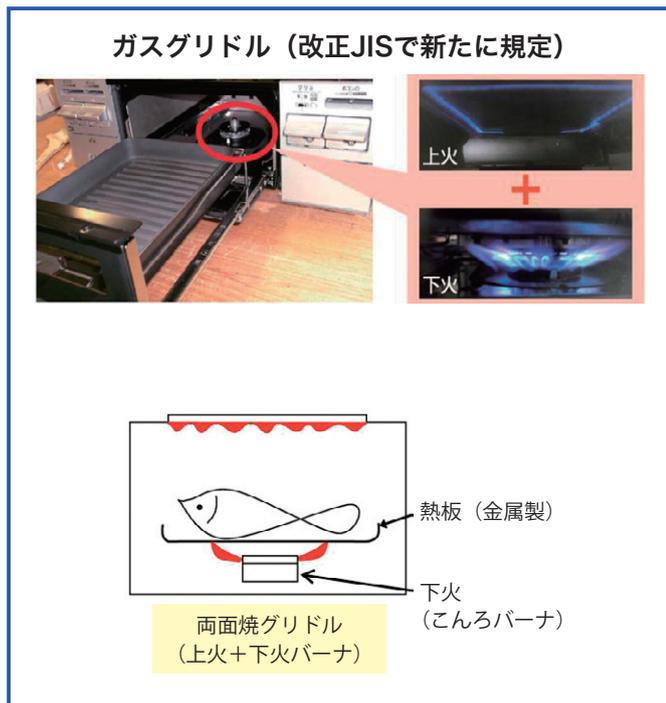
(2) ガス厨房設備・器具の品目追加等の検討

家庭用ガス燃焼機器のJIS規格の改正が予定されており、「ガスグリドル」が新たに追加される予定です。このため、ガスこんろの下部にガスグリル（魚焼き器）ではなく、「ガスグリドル」を備えた家庭用ガス機器が市場に多数流通することが予想されます。

一方、現在、火気設備・器具と可燃物等の離隔距離を定めている省令別表第一では「ガスグリドル」に係る規

定がなされていないため、製品ごとに「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」（平成一四年三月六日消防庁告示第一号）（以下、「消防庁告示」という。）で定める試験を実施し、離隔距離を定めることが必要な状況となっています。

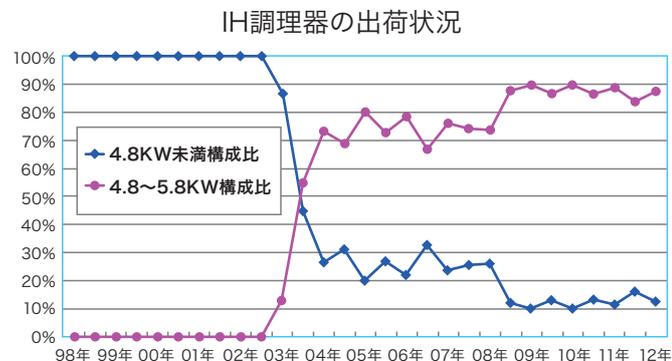
このため、省令別表第一にガスグリドルに係る規定を追加することについて検討します。



(3) 電磁誘導加熱式調理器（IH調理器）に係る別表適用範囲の検討

現在、電気設備・器具と可燃物等の離隔距離を定めている省令別表第二では、4.8kW以下のIH調理器を適用範囲としています。

一方、IH調理器は、現在、5.8kWの製品が主流となっており、これらの製品は消防庁告示で定める試験を実施し、離隔距離を定めることが必要な状況となっています。このため別表に5.8kWの製品に係る規定を追加することについて検討します。



3 おわりに

本検討部会は、今後、検証実験等を実施したうえで、今年度中に結果を取りまとめる予定です。

問合わせ先

消防庁予防課 増沢、岡
TEL: 03-5253-7523

先進事例 紹介

八消MTB隊発足！

愛媛県 八幡浜地区施設事務組合

1 はじめに

当地域は、四国の最西端に位置し、北は瀬戸内海の伊予灘に山が海岸まで隣接し、西は宇和海に面し、リアス式海岸特有の入江が多く、日本一細長い佐田岬半島が延々約52kmにわたり豊後水道に向けて延びており、温暖で風光

管内図

愛媛県
EHIME



明媚な地域です。また、これらの地域のほとんどが山間地帯であり、平坦部は八幡浜市・西予市三瓶町にわずかに開け、市街地を形成していますが、その他の地域は山すそと海岸のわずかな平坦部に集落が点在しています。当消防本部のある八幡浜市は四国の西の玄関、



庁舎全景

佐田岬半島のつけ根に位置し、九州へ向けた四国側の玄関口として、また、九州東部と京阪神を結ぶ実質的な第二の国土軸のハブ港として、大切な役割を果たしています。この地区の主な産業は農業と漁業の一次産業であり、急傾斜地を利用した柑橘栽培が盛んで、3つの太陽（直接降り注ぐ太陽光、宇和海に反射した太陽光、段々畑の石段に反射した太陽光）に育まれた「みかん」のおいしさは格別で

す。また、漁業基地港としても西日本屈指の港として有名で、平成25年4月にはこれからの時代に対応した高度衛生管理型の新しい魚市場が完成し、道の駅みたとオアシス「八幡浜みなと」のオープンとともにこの地区の新しい名所となっています。

八幡浜地区施設事務組合は、昭和59年4月1日、中核にあたる八幡浜市と西宇和郡5町（保内町・伊方町・瀬戸町・三崎町・三瓶町）による組合消防として発足しました。平成16年4月1日、市町村合併に伴い三瓶町が東宇和郡4町と合併し「西予市」となりましたが、旧三瓶町の区域については、引き続き当組合が事務を共同処理することになりました。さらに平成17年3月28日、八幡浜市と保内町が合併し「八幡浜市」、同年4月1日、伊方町・瀬戸町・三崎町が合併し「伊方町」となり、現在2市1町で事務を共同処理しています。

2 MTB導入に至った経緯

八幡浜市には、JCF（日本自転車競技連盟）公認のマウンテンバイクコースがあり、毎年5月には、「J八幡浜インターナショナルクロスカントリー」が開催されています。2008年と2012年には、オリンピック日本代表選考会を兼ねて開催されました。特別な期間以外は、一般に開放されており、老若男女問わず気軽に誰でも試走することができます。この大会に協賛及び参加いただいている「スペシャライズド・ジャパン」社から、





訓練風景

サイクリススポーツによる地域振興のために八幡浜地域に貢献したいとのことで、選考会をはじめとする各種MTB大会で救護協力を行っている当消防本部にMTB 6台とヘルメットの寄贈に至ったものです。

3 MTB隊の発隊について

当消防本部では、南海トラフ地震等の大規模災害発生時における防災力の向上を主な目的として、平成22年3月29日「災害時消防活動二輪車（赤バイ）隊」を発隊し、二輪車5台の機動力を生かして火災や救急支援・山火事防止広報・防火パレード・行方不明者捜索等に出勤しており、威力を発揮しています。地震災害をはじめ大規模災害時において、MTBの小型軽量である特性を生かし、赤バイが進入できない狭路でも活動ができ、万が一燃料の供給が止まった場合でも運行可能なMTB隊を組織（平成26年10月1日運用開始）しました。MTBと赤バイが連携して災害対応することにより、初動体制に今まで以上の力を発揮することが期待されます。



訓練風景

4 おわりに

今回の発隊により、地域の新聞・テレビ等メディアにも紹介されて八消MTB隊のことを地域の方に広く知ってもらえました。これからもこの地域住民の安心・安全を守るために、MTBの機動力を最大限に発揮して多種多様化した災害に備えて訓練に精進し、新しい隊員の養成を図り充実した隊にしていきたいと思ひます。



MTB受領式・発隊式

青森地域の消防広域化

青森県東青地域住民の「安全・安心の確保」を目指して

青森県 青森地域広域消防事務組合

1 青森地域広域消防事務組合の概要

青森地域広域消防事務組合（以下「消防事務組合」という。）は、中核市である青森市を中心に、東津軽郡を構成する外ヶ浜町、今別町、平内町及び蓬田村の1市3町1村で構成されています。

管轄人口は、約32万人、管轄面積は、1,477.54 km²に1本部、4消防署、10分署を配置し、車両台数96台、職員483人（平成26年4月1日現在）で、各種災害の対応にあたっています。

管轄区域は、青森県のほぼ中央に位置し、北は津軽海峡と陸奥湾に面し、東部は陸奥湾の中央に位置する夏泊半島、南部は奥羽山脈の一部を成す八甲田連峰、西部は津軽山地・津軽平野に連なるなど雄大な自然に囲まれており、海岸線の総距離は、約130kmにおよびます。また、昭和63年に開業した北海道と本州を結ぶ大動脈であり、世界最長の海底トンネルである「青函トンネル」も管轄しています。

観光面では、八甲田山をはじめとした豊かな自然や温泉、毎年約300万人の人出がある国の重要無形文化財「青

森ねぶた祭」、日本最大級の縄文集落跡である「特別史跡三内丸山遺跡」など豊富な観光資源にも恵まれています。

また、青森市、今別町、平内町及び蓬田村の全域が特別豪雪地帯、外ヶ浜町が豪雪地帯の指定を受けています。特に青森市は人口30万人規模の都市としては、国内はもとより世界でも有数の多雪地帯であり、県庁所在地としては全国で唯一市域全域が特別豪雪地帯に指定されるなど、冬期間の安全・安心のための各種対策の充実が重要な課題となっています。

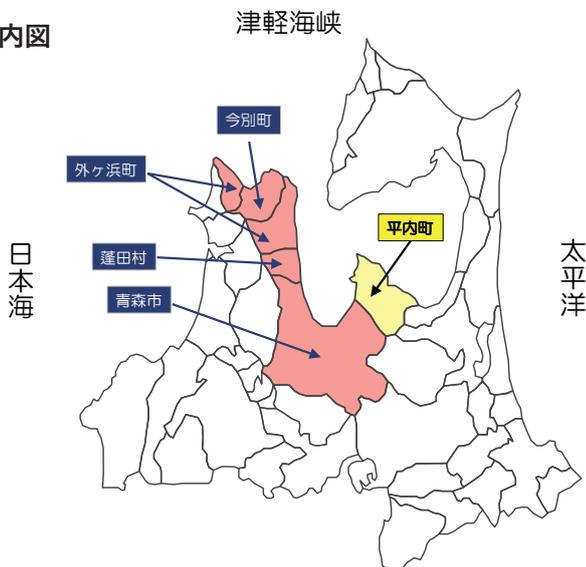
2 広域化に至る経緯

平成18年6月の消防組織法の一部改正に基づき、青森県では、平成19年8月に「青森県消防広域化推進計画検討委員会」を設置し、消防の広域化が県内の消防力を高めるために有効な手段の一つであるとして、平成20年3月に、県内14消防本部を6つの消防本部に編成する「青森県消防広域化推進計画」を策定しました。

青森地域の枠組みとしては、消防事務組合の東部に隣接し北の上北広域事務組合に加入する平内町（平内消防署）を編入する計画となりました。

この計画を受け、消防事務組合と平内消防署の職員で広域化に伴う各種検証を行う研究会を開催し、将来の東青地域の消防のあるべき姿「東青地域消防将来ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定いたしました。このビジョンにおいて「青森県消防広域化推進計画」が示す、消防事務組合と平内町（平内消防署）との消防広域化は、一定の効果が見込めることが示されたことから、関係5市町村長の基本合意のもと、平成24年3月に「青森地域消防広域化協議会（以下「協議会」という。）」を発足しました。同年4月から7月の協議会、幹事会及び専門

管内図



部会において、消防広域化を行う上での詳細について協議を重ね、同年8月、関係市町村内でのパブリックコメント等の各種手続きを経て「青森地域広域消防運営計画」を策定いたしました。

同年9月関係市町村議会において消防事務組合理約の変更の協議を行い、同年11月青森県知事からの許可、平成25年2月1日に消防事務組合へ平内町が加入し、国の消防広域化の期限であった同年3月31日に、平内消防署の業務を消防事務組合として開始し、同日平内消防署において盛大に開署式を挙行了したところであります。



3 広域化の効果

広域化の効果として、消防活動においては、建物火災をはじめ、隣接地区における林野火災や交通事故への出動車両の増強が図られ、一定の効果を取めています。また、その他の効果としては、消防本部等に係る共通経費が関係市町村すべてにおいて削減できたこと、それに伴い平内消防署職員を増員したことにより消防体制が充実強化されました。さらには、平内消防署で行っていた通信指令業務が消防事務組合で運用している高機能消防指令システムに一元化されたことにより、現場到着時間の短縮、災害情報管理等の強化が図られ、消防・救急無線デジタル整備においても、期間の短縮と低廉化が図られました。

4 今後の課題

現在、消防事務組合では、管轄する市町村を越えた職員の配置を行っていないため、青森市以外を管轄する各署所においては、年齢のバランスに不均衡が生じています。今後は地域の消防力に不均衡が生じないよう柔軟な人事体制の構築を検討することが必要になると考えています。

また、消防本部庁舎をはじめ、昭和40年から50年代に建てられた庁舎が多く、老朽化が顕著なため、建て替えの検討が急務となっています。

5 おわりに

消防の広域化は、住民の安心・安全のために一定の効果があつたものと考えます。しかしながら近年のゲリラ豪雨等の異常気象による自然災害や消防事務組合特有の豪雪に伴う災害から、地域住民の生命、身体及び財産を守るためには、組織の強化はもとより職員一人一人の災害対応への意識や知識及び技術の向上、さらには、地域住民自らの防火・防災への意識の向上を図ることが大切と考えます。消防事務組合といたしましては、今後も地域住民から信頼されるよう組織の強化、そして人材の育成に努めて参ります。



J R福知山線（宝塚線）におけるトンネル内列車事故合同訓練

西宮市消防局

西宮市北消防署は平成26年9月20日（土）列車の運行が終了した午前2時から、J R福知山線名塩トンネル内において列車事故発生との想定により、J R西日本及び警察と合同訓練を実施しました。

この訓練では各関係機関から約160名が参加し、電車がトンネル内を走行中に地震が発生し走行不能となり、車内に負傷者が発生したとの状況下で、トンネル内を起点とした避難誘導、車両からの救出、ホーム上でのトリアージ及びコンコースにおける消防現場指揮本部とJ R現地対策本部との情報共有などを行い、有事の際の対応力向上を図ることができました。



建物火災を想定した火災原因調査訓練を実施

松戸市消防局

松戸市消防局は、平成26年8月8日（金）、消防訓練センターにて、毎日勤務の調査員で編成された調査班を対象とした、建物火災を想定した火災原因調査訓練を実施しました。

この訓練は、消防訓練センターの施設を専用住宅の居室と見立て、「住宅の2階居室のごみ箱に捨てられたたばこの吸殻から延焼拡大し、2階部分を焼損した。」との想定で、情報収集、写真撮影、図面作成を行い、原因調査技術の向上及び知識の習得を図りました。



消防通信

望

楼

ぼうろう

秋季訓練成果会の実施

三郷市消防本部

三郷市消防本部では、平成26年9月12日（金）、採用1、2年目の職員を対象に秋季訓練成果会を実施しました。

この訓練は、大量退職者時代を迎え、消防技術の伝承が急務となることから、採用1か月後に基本訓練を基に訓練成果会を実施し、秋季には三郷市消防活動基準に準じた活動を検証項目とし訓練を実施しました。



旧石切出張所庁舎解体工事に伴う消防隊・救助隊実践訓練

東大阪市消防局

1 概要

東大阪市消防局では平成26年9月29日（月）、旧石切出張所庁舎の解体工事に伴い同庁舎を使用し、消防隊及び救助隊合同による“災害活動時に必要である安全で効率的な破壊要領の習熟”を目的とした実戦訓練を行いました。



2 訓練内容

- (1) スレート葺屋根の危険性について
- (2) 網入りガラス破壊要領について
- (3) 手動・電動シャッターの構造説明と開放（破壊）要領について
- (4) 鉄製・木製ドアの開放要領について
- (5) エンジンカッター切断訓練
- (6) 高度救助資器材を使用した要救助者搜索訓練
- (7) コンクリート壁削岩訓練（ブリーチング）

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

消防団長科第65期

消防大学校では、総合教育（幹部教育）学科において、消防団の幹部である団長及び副団長に対し、その職に必要な知識及び技術を総合的に修得させることを目的に「消防団長科」を設置しています。

本年度の消防団長科2期（第65期～第66期）のうち、第65期では、全国より消防大学校に集まった30名が8月25日から29日までの5日間にわたる全寮制の集合教育を終え、全員が無事卒業しました。これで消防団長科の卒業生は、前身の消防講習所を含め2,452名になりました。

教育訓練では、消防庁長官の講話及び消防団運営に関する講義ほか、消防団を取り巻く環境の変化に対応するため、消防団幹部のあり方、現場活動の安全管理、女性消防団活動等の講義を実施しました。

また、東日本大震災を含めた大規模災害活動事例を学ぶとともに、消防団本部と消防本部との災害発生時における連携及び情報連絡体制の確保をテーマとした学生参加型の指揮シミュレーション訓練を実施しました。

そのほか、課題研究として、「消防団員の確保」や「大規模災害時の消防団活動」などについて情報提供や意見交換を活発に行い、消防団が抱える諸問題に対する消防団幹部としての取組みの大切さについて認識を深めました。

今後は、消防大学校で修得した高度な知識・技術に加え、得られた全国の情報を活かし、地域の安全の確保・維持のために活躍することが期待されます。



入校式の様子



指揮シミュレーション訓練の様子



訓練礼式の様子



講義演習（1分間スピーチ）の様子

救急科第76期

消防大学校では、専科教育学科において、救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させること（指導救命士養成教育を含む。）を目的に、「救急科」を設置しています。

本年度の救急科第76期では、全国より集まった41名が9月9日から10月10日までの32日間にわたる教育訓練を終えて、全員が無事卒業しました。

現在、救急業務は、出場件数の増加、医療との連携による搬送体制の構築等、多くの課題を抱えており、学生は救急業務の指導者及び指導救命士として必要な知識、技術の習得に努めるとともに、その職責及び心構えについて認識を深めました。

教育訓練は、消防庁救急企画室長をはじめとする多彩な講師陣により、救急が抱える法律的な問題、その解決方法、最新の救急医療の動向、大規模災害時における医療との連携などの講義を実施しました。

また、表現能力の向上を図るためにパワーポイントを用いた資料の効果的な活用方法を学び、系統だった理論に基づいての部下指導及び研究発表などが実践できるよう、リーダーシップ論、教育技法、説得技法や接遇に関する講義や演習等も実施しました。

そのほか、課題研究として、学生が救急業務における様々な課題について自らテーマを設定し、現状の問題点、解決策等について検討を行い、研究成果として学生全員の前で発表しました。

さらに、訓練企画運営の授業では、高度なシミュレーションが可能な最新の訓練人形を用いて救急訓練を行うことにより、指導技術の向上に大いに役立つものとなりました。

教育を終えた学生からは、「指導救命士の養成のみならず、幹部教育として必要な講義も多く含まれており非常に有益な研修であった。」、「指導救命士として必要な知識・技術を習得することができた。」、「同じ志を持った者が集まり、情報交換を行うことによりモチベーションの向上が図れた。」などの意見がありました。

今後は、消防大学校で修得した高度な知識・技術に加え、得られた全国の情報を活かし、救急業務の指導者として、若手の育成、医療との連携、業務高度化への対応等、様々な場面での活躍が期待されます。



多数傷病者対応訓練の様子



最新の訓練人形を用いて救急訓練の様子

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の主な報道発表について (平成26年9月26日～平成26年10月24日)

<総務課>

26.10.11	<u>第23回危険業務従事者叙勲（消防関係）</u>	第23回危険業務従事者叙勲（消防関係）受章者は、623名で勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝双光章 332名 瑞宝単光章 291名 計 623名
----------	----------------------------	---

<救急企画室>

26.10.15	<u>平成26年9月及び夏期の熱中症による救急搬送の状況</u>	熱中症による救急搬送人員数について、夏期（平成26年6月～9月）の確定値を取りまとめましたので、9月の確定値とともに、その概要を公表します。
----------	----------------------------------	--

<予防課>

26.10.21	<u>平成26年度消防設備関係功労者等に係る消防庁長官表彰</u>	消防庁では、11月4日（火）に「消防設備保守関係功労者」、「消防機器開発普及功労者」及び「優良消防用設備等」に係る消防庁長官表彰を行います。
26.10.16	<u>消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集の結果及び政令等の公布</u>	消防庁では、消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、平成26年7月19日から平成26年8月17日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、17件の御意見をいただきました。

<特殊災害室>

26.10.14	<u>石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集結果、省令の公布</u>	消防庁では、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、平成26年7月26日から平成26年8月24日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。
----------	---	--

<防災課、防災情報室>

26.10.24	<u>「突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会」の発足</u>	南木曾町や広島市など、昨今、突発的局地的な豪雨に伴う土砂災害が頻発していることを踏まえ、このような場合における防災気象情報や避難勧告等の防災情報の伝達について、どのような情報をどのような範囲でどう伝達すべきかを検討いたします。
----------	--	---

<広域応援室>

26.10.15	<u>平成26年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施</u>	今年度の訓練では、近年発生した災害の教訓を踏まえ、迅速な出動や長時間の活動を想定するとともに、地元消防団や自衛隊・警察・災害派遣医療チーム（DMAT）等の関係機関との連携訓練を多く取り入れるなど実践的な訓練を実施します。
----------	-----------------------------------	--



最近の通知 (平成26年9月26日～平成26年10月24日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防特第221号	平成26年10月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	「防災規程及び共同防災規程の作成指針と概説等について」の一部改正について（通知）
消防予第412号	平成26年10月16日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について
消防特第212号	平成26年10月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の公布について
事務連絡	平成26年10月6日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各政令市担当課	消防庁危険物保安室	火災・事故防止に資する防災情報データベースの活用について
事務連絡	平成26年10月2日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・政令指定都市消防本	消防庁予防課	石油燃焼機器・カセットこんろ安全啓発リーフレット等の配布について
消防特第201号 26高压第13号	平成26年10月1日	関係道県消防防災主管部長	総務省消防庁特殊災害室長 経済産業省商務流通保安グループ高压ガス保安室長	石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について（通知）
消防危第232号	平成26年9月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各政令市消防長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について

広報テーマ

11 月		12 月	
① 秋季全国火災予防運動	予防課 地域防災室 防災情報室	① 消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進	消防・救急課
② 婦人（女性）防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ		② セルフスタンドにおける安全な給油について	危険物保安室
③ 正しい119番通報要領の呼びかけ《11月9日は「119番の日」》		③ 雪害に対する備え	防災課
		④ 地震発生時の出火防止	防災課
		⑤ ストープ火災の注意喚起	予防課

平成26年秋季全国火災予防運動

予防課

消防庁では、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として、「119番の日」である11月9日から15日まで（一部地域を除く。）の7日間にわたり、秋季全国火災予防運動を実施します。

毎年実施しているこの運動ですが、今年度は「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」を全国統一防火標語とし、各地では防災訓練や防火講演会、防火パレードといった様々な行事やイベントが行われますので、防火に対する正しい知識や技能の修得のため、積極的に参加いただきますようお願いいたします。

日本における住宅火災による死者数は1,000人前後の高い水準で推移しており、また、住宅火災の死者数を発火源別に見た場合、たばこが例年1位となっています。

秋季全国火災予防運動と合わせて、「寝たばこ」による火災について注意喚起をするためのポケットティッシュを配布する等の広報を行う「たばこ火災防止キャンペーン」（（一社）日本たばこ協会主催）も実施されますので、喫煙される方はご注意くださいとともに、ご家族でたばこを吸われる方がおられたら、絶対に寝たばこはしないよう声かけをお願いいたします。



平成26年秋季全国火災予防運動広報ポスター
モデル：広瀬 すす



たばこ火災防止キャンペーン ポケットティッシュ折り込み
(一社)日本たばこ協会作成

問合わせ先
消防庁予防課予防係 大槻
TEL: 03-5253-7523



女性（婦人）防火クラブ活動の紹介と参加の呼びかけ

地域防災室

女性（婦人）防火クラブは、家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的に地域で活動している組織です。平成25年4月1日現在、全国各地で9,554団体、約143万人のクラブ員の皆さんが熱心に活動されています。

女性（婦人）防火クラブの活動

女性（婦人）防火クラブの主な活動の一つが火災予防の取組です。地域住民や児童・生徒などに対する火災予防知識や防災製品の普及啓発をはじめ、消火器の取扱訓練などの実演を通して、火災予防技術の向上に貢献しています。特に、住宅用火災警報器の設置では、イベントを通じた呼びかけや、地域で住宅用火災警報器を共同購入するなど、積極的な設置促進活動が実施されています。

また、地域の防災に関する取組においても幅広い活動が行われています。平常時は、地震時の家具転倒防止に関する知識の普及啓発、応急救護訓練の実施、消防団等と連携した地域の防災訓練への参加等が行われています。

他方、災害発生時には、災害情報の収集、地域住民への迅速な伝達、避難誘導、避難所における炊き出し支援等が実施されており、家庭や地域の防災力向上に大きく貢献しています。東日本大震災においても、避難所における炊き出し支援や、被災地への義援金・支援物資の提供等の支援活動が各地のクラブにより行われました。

さらに、災害発生時の避難などの際に支援が必要となる避難行動要支援者に配慮した地域づくりの一環として、避難行動要支援者宅への日常の家庭訪問による防災点検や、災害時の避難誘導（そのための日頃からの訓練）なども実施されています。

こうした活動は地域コミュニティの活性化にもつながることが期待されることから、クラブ員の皆さんの知識・

経験やネットワークを活かした支援活動に対して、大きな期待が寄せられています。

連携によるメリット

女性（婦人）防火クラブの活動は、他のクラブ・組織との連携や情報交換により一層の充実が期待できます。現在、43道府県において女性（婦人）防火クラブの連絡協議会が設立され、クラブ間の意見交換や合同研修など様々な交流が行われています。

また、女性（婦人）防火クラブと同様に地域防災を担う消防団や自主防災組織、民生委員や社会福祉協議会などの地域の関係機関・団体との連携を深めることも重要です。合同での防災訓練や意見交換の場を持つなど、日頃から顔の見える関係づくりを行うことで、いざという時にスムーズな協力体制の構築が期待できます。

活動の活性化に向けて

女性（婦人）防火クラブは地域の防火・防災を担う重要な役割を担っており、火災や地震等の災害発生時に、地域に根差した女性の方々による活動が非常に大きな力となります。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という信念と連帯意識の下、火災や災害に強い安心・安全なまちづくりのため、より多くの方々に女性（婦人）防火クラブの活動を知っていただくとともに、積極的に参加していただきたいと思ひます。



住宅用火災警報器設置促進の街頭PR
〔写真提供：栃木県足利市婦人防火クラブ連絡協議会〕



東日本大震災に伴う救援物資の仕分けボランティア
〔写真提供：栃木県足利市婦人防火クラブ連絡協議会〕

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 山下、橋本
TEL: 03-5253-7561



11月9日は「119番の日」 正しい119番緊急通報要領の呼びかけ ～迅速・確実な消防活動のために～

防災情報室



11月9日は「119番の日」

消防庁では、消防に対する正しい理解と認識を深めるとともに、防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年より11月9日を「119番の日」としています。

住民からの的確な119番通報は、国民の生命財産を守る消防活動の迅速さ、確実性につながります。

119番通報時の留意点をまとめましたのでご活用ください。



How to 119番通報

一刻一秒を争う消火活動や救急・救助活動の始動のために119番通報は重要なものです。

119番通報の受信は管轄する消防本部の指令室や消防署所の通信室で行っています。年間の119番通報件数は全国で865万件（平成25年中）にのぼっており、統計的にみると3.6秒に1回、14.8人に1人が119番通報をしていることとなります。いつ、通報する場面に遭遇するか分かりませんので、いざという時のために、119番通報にあたっての留意事項を紹介します。

①一般的な留意事項

119番通報の際、消防本部の指令員から「火事ですか？救急ですか？」と聞かれます。また、次のような情報をお尋ねしますので、落ち着いて対応をお願いします。

<火事の場合>

- ・住所（近くの目標物・何階か？）
- ・何が燃えているか？
- ・逃げ遅れはいないか？
- ・通報者の氏名・電話番号

<救急の場合>

- ・住所（近くの目標物・何階か？）
- ・誰がどうしたのか？
- ・通報者の氏名・電話番号

<事故の場合>

- ・住所（近くの目標物等）
- ・どのような事故か？
- ・怪我人（閉じこめられている人）はいるか？
- ・通報者の氏名・電話番号

なお、適切な病院搬送を行うため、傷病者の年齢、持病、かかりつけの病院などをお尋ねする場合があります。また、傷病者への気道確保や胸骨圧迫（心臓マッサージ）などの応急手当をお願いする事があります。

②携帯電話からの通報にかかる注意点

近年の携帯電話の普及に伴い、携帯電話による119番通報は、通報総数の約4割（平成25年中）を占めてい

ます。平成19年4月より、携帯電話からの119番通報時に、通報者の位置情報が消防本部に通知されるシステムの運用が始まりました。平成26年4月1日現在、600消防本部でこのシステムが導入されています。ただし、位置情報が十分確認できないことがありますので、迅速かつ的確な消防業務を行うため、次の2点のご協力をお願いします。

《通報場所の住所の確認》

分からない場合は、近くの人に聞く、道路の看板、電柱等で確認するなどの手段があります。

《通報後も携帯電話、PHSの電源は入れたままで》

確認のため、消防本部から折り返し電話をかけることがあります。

③ I P 電話からの通報にかかる注意点

加入者番号が「050」から始まる電話番号は、原則、119番通報ができません。自宅の I P 電話が緊急通報に対応しているか、契約している I P 電話事業者を確認してください。対応していない場合は、携帯電話から119番通報するか、お住まいの地域を管轄している消防本部の電話番号を控えておけば、いざという時に慌てずに通報できます。

④音声以外の119番通報

電話による音声通報以外の119番緊急通報手段として、FAXやインターネット（Eメール）による119番通報を受け付けている消防本部もあります。通報の方法は、消防本部により異なりますので、管轄する消防本部にお問い合わせください。

119番通報の訓練をしよう！



火災や救急の必要な場面に遭遇したときには、落ち着いて119番通報することが大切ですが、いざというときに、冷静に必要な情報を伝えるのは難しいことです。このため、各地の消防本部では地域の消防訓練などにあわせて、119番の通報訓練を受け付けています。これは、事前に通報訓練を行うことを連絡した上で、実際に119番通報を体験できるものです。通報訓練を体験しておけば、実際の通報時には大変有効と考えられますので、ご希望の場合にはお近くの消防署へご相談ください。



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室 松崎、濱
TEL: 03-5253-7526



消防分野の国際協力の推進

参事官

消防庁では、災害から国民の生命、身体及び財産を守るという万国共通の課題に対応するため、消防機関、外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）等と連携・協力しつつ、消防分野の国際協力を次のとおり実施しています。

- 国際緊急援助活動：国際消防救助隊（IRT）による援助活動
- 開発途上諸国への技術協力：研修員受け入れ（消防本部等との共同研修の実施）、専門家派遣等
- 国際交流：国際消防防災フォーラム、海外の消防関係者との交流、国際会議・国際消防組織への参画等
- 消防科学技術の研究：国際共同研究、外国研究者の受け入れ、国際研究会議への参画

このうち主なものは、以下のとおりです。

【国際緊急援助活動】

国際消防救助隊（IRT）は、海外での大規模災害発生時に派遣される国際緊急援助隊救助チームの一員として、昭和61年の発隊以来今日までに計18回の派遣実績があります。

消防庁では、今後の派遣に備えるため、国際緊急援助隊救助チームの一員となりうる消防本部の救助隊員を対象として、国際緊急援助隊の体制や派遣に関する知識の習得を目指す研修を実施しており、海外の被災地での救助活動において必要とされる知識、技術（手法）の共有及びチームビルディング（連携）の向上を図っています。

【開発途上国への技術協力】

海外からの研修生の受け入れとして、消防庁では消防本部の協力のもとで「救急救助技術」研修及び「消防・

防災」研修（平成25年度までは「消火技術」研修として実施）の2コースの課題別研修を行っています。「救急救助技術」研修は大阪市消防局において昭和62年から実施しており、これまでに242名の研修生を受け入れています。また、「消防・防災」研修は北九州市消防局において昭和63年から実施しており、これまでに239名の研修生を受け入れています。

各コースの研修生は、研修を通じて身につけた日本の消防に関する知識や技術を自国の消防防災能力の向上に大いに役立てています。

課題別研修のほかにも消防庁では、開発途上諸国からの要請に基づいて行う国別研修を実施しています。

平成24年度から平成26年度まで、イラン・イスラム共和国に対して「消防運用体制」研修を実施しており、3年目となる今年度は、東京消防庁、神戸市消防局の協力のもとでコミュニティ防災、消防職員の人材育成等をテーマに研修を実施します。

また、平成26年度から平成28年度までマレーシア国に対して、「消防行政能力向上」研修を実施しており、平成26年度は千葉市消防局、松戸市消防局、東京消防庁の協力のもとで消防職・団員の教育訓練、通信指令業務等について研修を実施しています。

消防分野の国際協力は、消防本部においても積極的に行われています。

平成25年度から平成27年度まで、札幌市消防局では、モンゴル国ウランバートル市の消防技術の向上と教育体制充実のため「ウランバートル消防技術支援事業」が、北九州市消防局では、「インドネシア・バリクパパン市における泥炭・森林火災の消火技術普及モデル事業」として、民間事業者等と連携して泡消火薬剤を活用した消火技術の支援が行われています。



【国際交流】

国際交流事業として、アジア諸国における消防防災能力の向上や国際的なパートナーシップの向上を図るため、海外において「国際消防防災フォーラム」を毎年開催しています。第8回目となる本年度は、9月にカンボジア王国プノンペン市において、消防力の強化、職員の人材育成や火災予防制度等を主な発表テーマとして開催しました。

経済成長とともに都市部の人口急増が進み、火災や自然災害によるリスクが増大している新興国等では、消防の果たすべき役割が高まっており、我が国の消防の経験、知見、技術等を積極的に学び、取り入れたいというニーズも拡大する傾向が見られます。

国際協力を積極的かつ継続的に実施するためには、消防機関をはじめ、関係機関のより一層の連携が不可欠であり、関係者の皆様におかれましては、消防の国際協力に関するご理解とご協力を引き続きお願いいたします。



国際消防防災フォーラム
(平成26年9月)



救急救助技術研修（大阪市消防局）
(平成26年10月)



消防・防災研修（北九州市消防局）
(平成26年10月)

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付 下村
TEL: 03-5253-7507

制作 一般財団法人日本防火・危機管理促進協会 後援 消防庁 全国消防長会

秋の全国火災予防運動

11月9日～11月15日



もういいかい
火を消すまでは
まあただよ

広瀬すず

このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



消防の動き 2014年11月1日発行第523号(毎月1回発行)編集発行:消防庁総務課(Fire and Disaster Management Agency)住所/〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2 電話03(5253)7521 FAX 03(5253)7531